

# 選挙号外

発行：江津市選挙管理委員会（TEL0855-52-7499）

## 第49回 衆議院議員総選挙

## 第25回 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 令和3年10月31日（日）午前7時から午後6時まで

公示日 令和3年10月19日（火）

期日前投票 令和3年10月20日（水）～10月30日（土）

### ◎投票できる人

次の条件を満たす日本国籍を有する人。

- ① 平成15年11月1日以前に生まれた人。
- ② 令和3年7月18日以前に転入届を済ませ、引き続き江津市に住所のある人。

### ◎投票所入場券

投票所入場券は、公示日以降の出来るだけ早い時期に届くように郵送します。

入場券が無くても投票することはできますが、投票所にはできるだけ入場券をお持ちください。

◎開票日時：令和3年10月31日（日）午後8時から

◎開票会場：江津市地場産業振興センター

### 【期日前投票】

投票日当日、都合で投票所に行けない人は、次の期間に期日前投票をすることが出来ます。

### ◎期日前投票の期間

令和3年10月20日（水）～10月30日（土）までの11日間

### ◎期日前投票会場および時間

- ・江津期日前投票所（江津市職員会館）  
午前8時30分～午後8時まで
- ・桜江期日前投票所（桜江保健センター）  
午前8時30分～午後6時まで

※新型コロナウイルス感染症対策により、  
江津期日前投票所は会場を変更しました。  
(右ページの地図でご確認ください)

※期日前投票をする場合、投票日当日に投票所へ行けない理由を「宣誓書」に記入してください。

宣誓書は投票所入場券の裏面に印刷されていますので、事前に必要事項を記入して期日前投票所へお越しください。記入方法は裏面に掲載しています。

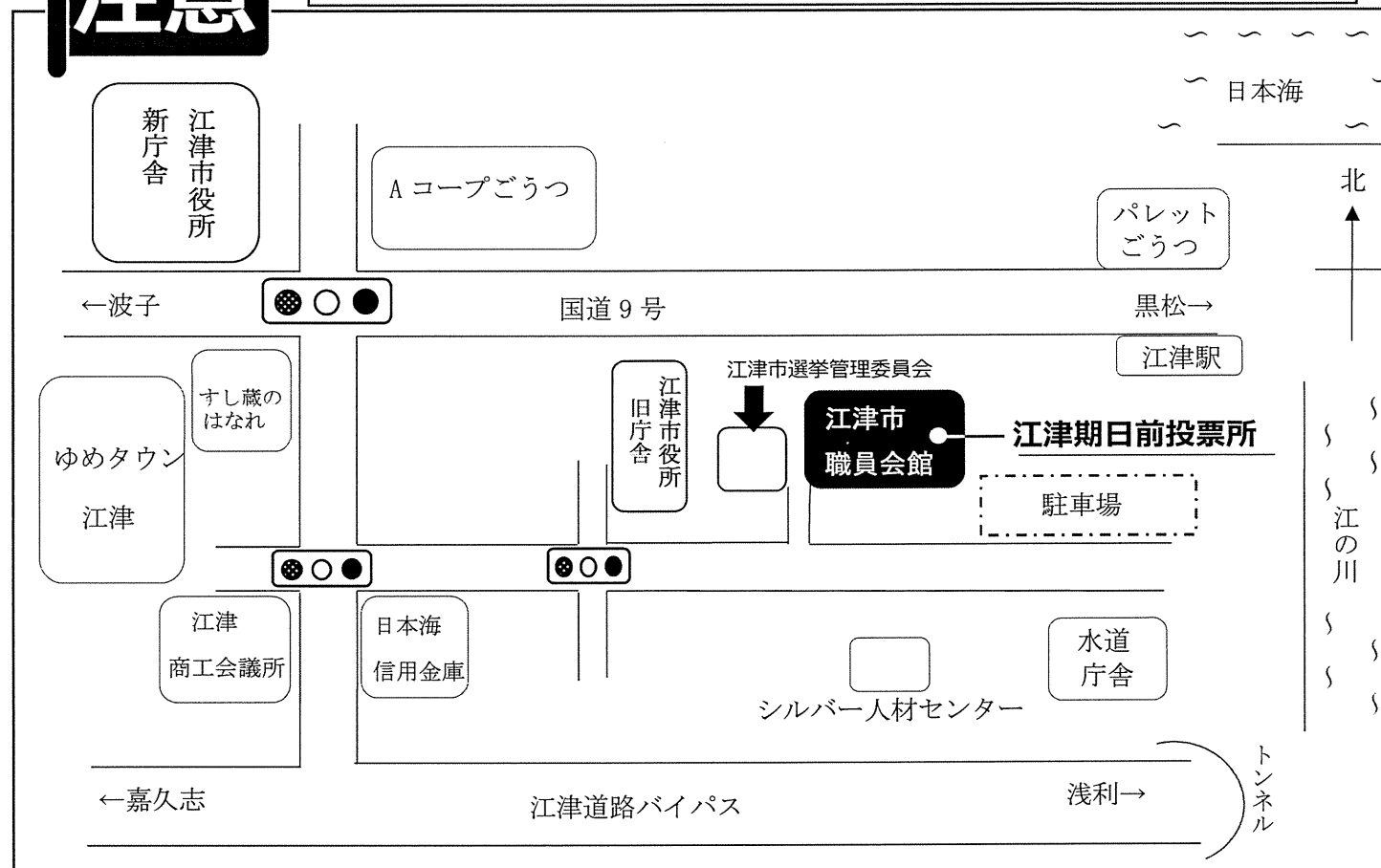
### 【不在者投票】

次の条件を満たす方は、不在者投票をすることが出来ます。

- ① 仕事や旅行などで、投票期間中ずっと江津市を離れる場合は事前に不在者投票をすることが出来ます。江津市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、届いた封筒を未開封のまま滞在先の選挙管理委員会に持って行き、投票の手続きをしてください。(次ページへ続きます)

## 注意

### 江津期日前投票所の場所が変わりました！



### 【不在者投票】の続きです

- ② 島根県が指定した病院や老人ホームなどの施設で、不在者投票をする事が出来ます。施設の職員に申し出てください。
- ③ 身体に重度の障がいがあり、身体障害者手帳などの交付を受けている人で、その障がいの程度が次に該当する人は郵便等による不在者投票をする事が出来ます（自書できることが必要です）。事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受けておいてください。

### 対象となる人

- ・両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級の人
  - ・内臓機能の障がいの程度が1級または3級の人
  - ・介護保険で要介護5の人
  - ・免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級の人
- ※上肢、視覚の障がいの程度が1級の場合には、代理記載が可能な場合があります。



### 新型コロナウイルス感染症予防対策について



### ●投票所での対策

- ・投票所の入口に消毒液を設置します。
- ・選挙事務従事者はマスクを着用します。
- ・定期的に換気を行います。
- ・記載台などを定期的に消毒します。
- ・他の投票者と一定の間隔をあけてもらうよう声がけします。

### ●有権者のみな様へのお願い

- ・投票所の入口での手指消毒をお願いします。
- ・投票所でのマスクの着用にご協力ください。
- ・帰宅後の手洗い、うがい等の感染症対策をお願いします。

(裏面へ続きます→)

